

# 平成28年度 物品購入等競争入札参加資格審査申請 について

この申請手続きは、平成28年度に日高町が実施する物品の売買、物品の賃貸借、製造の請負及び役務の提供に係る競争入札に参加を希望する方及び平成27・28年度物品購入等競争参加資格申請の指定業者名簿に登載した業者で指定品目を変更・追加される方について、資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者になりますと平成28年度の競争入札参加資格者名簿に登載されますが、資格があるからといって自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

なお、平成27・28年度物品購入等競争入札参加資格審査の指定業者に登載されている方で、指定品目を変更、追加がない場合は申請の必要はありません。

## 1 審査基準日

資格審査の基準日は、平成28年1月1日です。

## 2 種別

品目毎に指定品目分類表に区分していますので、申請者は営業内容等を十分検討し希望する業種を定めてください。

※希望する業種については、中分類において10品目以内とします。

## 3 資格要件

競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（不正行為等）の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団、暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 平成28年1月1日現在において、引き続きその事業を営んでいること。
- (5) 町税に未納がないこと。
- (6) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものについては、当該許可、認定、登録等を有していること。
- (7) 営業に関し、法令の規定に基づく有資格者を必要とするものについては、当該有資格者が従業員の中にいること。
- (8) 営業に関し、機械器具施設を必要とするものについては、当該機械器具設備を有すること。

## 4 申請受付期間

資格審査申請書の受付は、次の期間内に行います。

平成28年1月8日（金）から平成28年2月1日（月）まで

受付時間 9：00～12：00、13：00～17：00（土曜日・日曜日・祝祭日は除く）

## 5 申請受付窓口

資格審査申請書は、

日高町役場 管財建築課 財産管理グループ（電話 01456-2-6187）

日高総合支所 地域経済課 建設・管財グループ（電話 01457-6-2084）

※郵送の場合は、平成28年2月1日（月）必着

<郵送先> 〒059-2192 北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1  
日高町役場 管財建築課 財産管理グループ

## 6 有効期間

資格審査の結果、資格者になりますと競争入札参加資格の有効期間は平成28年度の1年間です。

## 7 提出書類等

競争入札参加資格申請に必要な提出書類は、次のとおりです。

◎新規申請者 ・物品購入等競争入札参加資格審査申請書（共通様式）

◎平成27・28年度物品購入等競争参加資格申請の指定業者名簿に登載した方で指定品目を変更・追加する方  
・物品購入等競争入札参加資格審査申請書（指定品目変更・追加申請書）

※様式については、管財建築課、日高総合支所 地域経済課で配布、又は日高町のホームページでダウンロードできます。

## 8 審査結果の通知

申請者に対する資格の有無は、「物品購入等競争入札参加資格審査に基づく指定業者名簿登載通知書」により通知します。

## 9 資格の消滅

入札参加資格者が、次のいずれかに該当したときは、当該資格は消滅するものとします。

- (1) 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったことが判明したとき。
- (2) 資格者が、共通資格要件（税金に係る資格要件を除く。）を満たさなくなったとき。

## 10 その他

不明な点については、下記までお問い合わせください

管財建築課 財産管理グループ 電話 01456-2-6187 又は

日高総合支所 地域経済課 建設・管財グループ 電話 01457-6-2084



# 歳末特別警戒実施中!!



☆ 12月15日 ~ 12月31日 ☆

冬を迎え暖房器具などの使用が増え、また、年末年始は何かと忙しいため、火の取り扱いがおろそかになりがちです。火の取り扱いには十分注意し、無火災で新しい年を迎えましょう!

12月25日からは、午後8時に"サイレン"が鳴りますので、もう一度火の元の点検を行いましょう。

## 🔥 こんろ火災を防ぎましょう! 🔥

コンロ火災の原因は、「天ぷら料理中に放置」、「コンロやグリルをつけたまま放置」など、ほとんどが利用者のうっかりや誤使用によるものです。

そのため、最近のガスコンロには下記のような安全装置(Siセンサー)が取り付けられているものが普及してきています。

### ☆ 調理油過熱防止装置

(天ぷら油過熱防止装置)

センサーが鍋底の温度を感知し約250℃になると自動的に消火して油の発火を防ぎます。



### ☆ 立ち消え安全装置

煮こぼれや吹きこぼれ、強風などで火が消えた時、自動的にガスを止めます。



### ☆ こんろ消し忘れ消火機能 グリル消し忘れ消火機能

消し忘れても、点火後一定時間が経過した時点で自動消火します。



他にも、グリル加熱防止センサーなどの機能もあります。

皆さんの家のコンロには安全装置が付いていますか?

## IHだから絶対に安心?

IHクッキングヒーターは「火を使わないから火災は起きない」と思っていませんか?

IHは加熱する力が強いため、少量の油で揚げ物をしようとした際、油が強い火力で急速に加熱され、安全装置の作動が間に合わず火災が発生する事があります。

IHだからといって油断せず、取り扱い要領を守り正しく使いましょう!!



日高西部消防組合 消防署・日高支署・日高消防団